

1 適用範囲

水道施設における管路は、第一に水の輸送機能と水質汚染防止機能を持つことが要求される。したがって、「水道施設設計指針」を満足し、水圧・外圧に対する安全性並びに、経済性、施工性等を十分勘案し、適切な管路施設を構築しなければならない。

本章においては、本市における地域特性を考慮した配管設計に関わる基本的事項を示す。

本章の適用範囲は、東広島市水道局(以下「水道局」)の管路施設(導水管・送水管・配水管)とする。なお、施設の場内配管のみに係る項目については、「第7章 5 場内配管」において別途記述する。

なお、給水管は適用外とする。